

事業年度における財務諸表

▶ 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	科目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	12,302	12,603	預金積金	1,139,367	1,132,277
預け金	369,566	330,795	当座預金	15,420	16,058
買入金銭債権	519	144	普通預金	716,088	726,425
有価証券	157,417	178,821	貯蓄預金	5,502	5,159
国債	8,536	30,196	通知預金	774	1,185
地方債	46,887	41,497	定期預金	385,786	364,872
社債	35,323	46,691	定期積金	9,117	8,412
株式	72	72	その他の預金	6,677	10,164
その他の証券	66,596	60,362	借入金	—	—
貸出金	606,142	611,616	その他負債	3,070	3,075
割引手形	1,980	1,232	未決済為替借	921	435
手形貸付	27,556	29,142	未払費用	748	967
証書貸付	562,407	565,208	給付補填備金	4	5
当座貸越	14,197	16,032	未払法人税等	15	18
その他資産	7,824	7,752	前受収益	143	163
未決済為替貸	664	407	払戻未済金	85	90
信金中金出資金	5,202	5,202	職員預り金	651	617
前払費用	56	57	リース債務	5	2
未収収益	1,201	1,466	資産除去債務	53	63
その他の資産	699	617	その他の負債	441	711
有形固定資産	15,665	15,119	賞与引当金	292	290
建物	3,577	3,504	退職給付引当金	294	162
土地	11,130	10,641	役員退職慰労引当金	89	82
リース資産	5	2	睡眠預金払戻損失引当金	184	179
建設仮勘定	15	—	偶発損失引当金	174	193
その他の有形固定資産	936	970	再評価に係る繰延税金負債	1,280	1,261
無形固定資産	258	216	債務保証	308	229
ソフトウェア	164	123	負債の部合計	1,145,060	1,137,754
その他の無形固定資産	93	93	(純資産の部)		
繰延税金資産	3,469	3,417	出資金	18,040	17,858
債務保証見返	308	229	普通出資金	8,040	7,858
貸倒引当金	△3,126	△2,523	優先出資金	10,000	10,000
(うち個別貸倒引当金)	(△1,828)	(△1,259)	資本剰余金	3,806	3,806
その他の引当金	△0	—	資本準備金	3,806	3,806
資産の部合計	1,170,347	1,158,192	利益剰余金	13,314	15,367
			利益準備金	3,636	3,636
			その他利益剰余金	9,678	11,731
			特別積立金	7,000	7,000
			(うち優先出資 消却積立金)	(7,000)	(7,000)
			当期末処分剰余金	2,678	4,731
			処分未済持分	△159	△259
			会員勘定合計	35,002	36,774
			その他有価証券評価差額金	△11,529	△17,984
			土地再評価差額金	1,814	1,649
			評価・換算差額等合計	△9,715	△16,335
			純資産の部合計	25,286	20,438
			負債及び純資産の部合計	1,170,347	1,158,192

貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～49年
その他	3年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、自庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見込める債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,691百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する当事業年度から費用処理しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | | |
|--------------------------------|--------------|---------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在） | | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 | |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 | |
| 差引額 | △21,384百万円 | |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分） | | 0.8407% |
| ③ 補足説明 | | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金156百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】2,523百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。
【繰延税金資産】3,417百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
【有形固定資産】15,119百万円
【無形固定資産】216百万円
固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積もっております。当該見積りも、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積りも異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,687百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,387百万円
危険債権額	10,017百万円
三月以上延滞債権額	69百万円
貸出条件緩和債権額	2,398百万円
合計額	17,873百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,232百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,660百万円
	現金	18百万円
担保資産に対応する債務	預金積金	297百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入れております。また、その他の資産のうち保証金は190百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△4,425百万円であります。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,211百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額 88円42銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審査・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,206百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	330,795	328,990	△1,804
(2) 有価証券	178,737	177,689	△1,048
満期保有目的の債券	44,481	43,433	△1,048
その他有価証券（*3）	134,255	134,255	—
(3) 貸出金（*1）	611,616	—	—
貸倒引当金（*2）	△2,485	—	—
	609,130	610,392	1,261
金融資産計	1,118,663	1,117,072	△1,591
(1) 預金積金（*1）	1,132,277	1,128,290	△3,987
金融負債計	1,132,277	1,128,290	△3,987

（*1） 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
非上場株式（*1）	62
組合出資金（*2）	11
合 計	84

（*1） 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	99,795	95,000	125,000	11,000
有価証券	5,218	39,867	38,881	82,785
満期保有目的の債券	—	12,592	31,889	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,218	27,275	6,692	82,785
貸出金(※)	112,658	194,544	126,090	158,379
合計	217,671	329,411	289,971	252,164

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	973,722	158,067	37	451
合計	973,722	158,067	37	451

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	900	900	0
	その他	—	—	—
	小計	900	900	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,689	23,013	△675
	地方債	—	—	—
	社債	15,392	15,081	△310
	その他	4,500	4,437	△62
	小計	43,581	42,532	△1,048
合計		44,481	43,433	△1,048

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	6,672	6,634	37
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,672	6,634	37
	その他	13,079	12,149	930
小計	19,751	18,783	967	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	71,732	84,263	△12,531
	国債	6,507	8,013	△1,506
	地方債	41,497	51,315	△9,817
	社債	23,727	24,934	△1,207
	その他	42,772	49,193	△6,420
小計	114,504	133,456	△18,952	
合計		134,255	152,240	△17,984

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,307	—	193
国債	1,307	—	193
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,952	7	555
合計	9,260	7	748

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,638百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が18,796百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,898百万円
貸倒引当金	8,035百万円
退職給付引当金	1,110百万円
その他	565百万円
繰延税金資産小計	11,610百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	8,192百万円
評価性引当額小計	8,192百万円
繰延税金資産合計	3,417百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	3,417百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和7年3月31日) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	645	1,252	1,898
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	645	1,252	1,898(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の収益力の見積もりにより課税所得の発生が見込めるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は72百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

▶ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第101期	第102期
	(令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	14,331,234	14,807,269
資金運用収益	11,468,392	12,523,116
貸出金利息	8,368,864	8,643,699
預け金利息	1,081,857	1,923,802
有価証券利息配当金	1,893,289	1,833,149
その他の受入利息	124,380	122,465
役務取引等収益	1,411,130	1,459,101
受入為替手数料	510,703	514,565
その他の役務収益	900,427	944,535
その他業務収益	552,205	36,932
国債等債券売却益	505,323	—
国債等債券償還益	978	327
その他の業務収益	45,903	36,604
その他経常収益	899,505	788,118
貸倒引当金戻入益	—	516,246
償却債権取立益	812,714	252,727
株式等売却益	33,834	400
その他の経常収益	52,956	18,743
経常費用	15,276,510	12,550,689
資金調達費用	55,289	708,413
預金利息	51,801	704,028
給付補填備金繰入額	△93	1,053
その他の支払利息	3,581	3,331
役務取引等費用	1,380,454	1,395,158
支払為替手数料	152,944	153,811
その他の役務費用	1,227,509	1,241,346
その他業務費用	3,468,779	819,741
国債等債券売却損	3,380,761	193,813
国債等債券償還損	85,083	620,248
その他の業務費用	2,934	5,678
経費	9,210,238	9,105,170
人件費	5,804,509	5,592,795
物件費	3,099,744	3,195,585
税金	305,984	316,790
その他経常費用	1,161,748	522,205
貸倒引当金繰入額	373,277	—
貸出金償却	489,071	115,559
株式等売却損	1,050	2,633
その他資産償却	25,788	40,651
その他の経常費用	272,560	363,360
経常利益	△945,275	2,256,579
特別利益	944	4,360
固定資産処分益	—	4,360
その他の特別利益	944	—
特別損失	539,545	321,147
固定資産処分損	315,424	79,699
減損損失	224,120	241,448
税引前当期純利益	△1,483,876	1,939,792
法人税、住民税及び事業税	15,765	18,086
法人税等調整額	11,321	△1,299
法人税等合計	27,087	16,786
当期純利益	△1,510,964	1,923,005
繰越金（当期首残高）	4,040,401	2,678,301
土地再評価差額金取崩額	148,864	130,684
優先出資消却積立金取崩額	—	—
自己優先出資消却額	—	—
当期末処分剰余金	2,678,301	4,731,991

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 204,348千円
- 出資1口当たり当期純利益 12円33銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当該事業年度における顧客との契約から生じる収益は1,394,939千円であります。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県	店舗	建物	4,642千円
佐倉市	店舗	土地及び建物	153,869千円
君津市	店舗	土地及び建物	82,936千円
合計			241,448千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グランド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額241,448千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	第101期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第102期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当期末処分剰余金	2,678,301	4,731,991
剰余金処分額	—	193,000
利益準備金	—	193,000
普通出資に対する配当金	—	—
優先出資に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
(うち優先出資消却積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	2,678,301	4,538,991

令和6年6月19日開催の第101回通常総代会及び、令和7年6月18日開催の第102回通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月19日

千葉信用金庫

理事長 宮澤英男